

# 出雲崎町地方産業育成資金貸付のご案内

出雲崎町では、中小企業者の育成振興を図るため、新潟県の実施する地方産業育成資金貸付事業に準じ「出雲崎町地方産業育成資金貸付事業」を実施しております。

運転資金・設備資金に対する貸付制度であり、経営するために欠かせない円滑な資金調達を支援するものであります。是非にご利用ください。

利用についての詳細は下記のとおりです。

## 《事業概要》

### 1. 融資取扱い金融機関

- ・ 第四銀行出雲崎支店
- ・ 柏崎信用金庫出雲崎支店
- ・ 新潟大栄信用組合出雲崎支店

### 2. 貸付条件

| 貸付限度額        | 資金の用途 | 貸付期間 | 貸付利率                                          |
|--------------|-------|------|-----------------------------------------------|
| 10,000,000 円 | 運転資金  | 5年以内 | 年 1.70% (責任共有制度対象外の信用保証付き)                    |
|              | 設備資金  | 7年以内 | 年 1.90% (責任共有制度対象の信用保証付き)<br>年 2.20% (信用保証なし) |

注：「信用保証付き」とは、新潟県信用保証協会が債務を保証したものをいいます。

### 3. 対象業種

日本標準産業分類に定める鉱業、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）。ただし、風俗営業等の規制及び、業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業並びにサービス業（他に分類されないもの）のうち娯楽業、医療、福祉のうち医療業を除く。

### 4. 借入対象事業者の範囲

出雲崎町内に住所若しくは事業所を有する事業者で上記に掲げた業種となります。

### 5. 借入申請について

取扱金融機関にて融資相談・借入申請受付をしておりますのでお問い合わせください。尚、融資実行に至る前に、取扱金融機関が申請書を受理したのち、取扱金融機関の貸付意見書、その他資金の用途にかかる参考書類が添付され出雲崎町長に提出されます。そこで融資の可否、融資額等の審査を行います。融資実行可となった場合は、申請者に「出雲崎町地方産業育成資金貸付決定通知書」が交付されます。

申請者に交付された決定通知書を基に融資が実行されますので、取扱金融機関に提出してください。

\*書類関連：出雲崎町地方産業育成資金借入申請書 [\(PDF/Word\)](#)

◎本事業融資の相談・申請はこちらまで

《出雲崎町地方産業育成資金取扱金融機関》

第四銀行出雲崎支店 TEL 0258-78-3121

柏崎信用金庫出雲崎支店 TEL 0258-78-3101

新潟大栄信用組合出雲崎支店 TEL 0258-78-2236